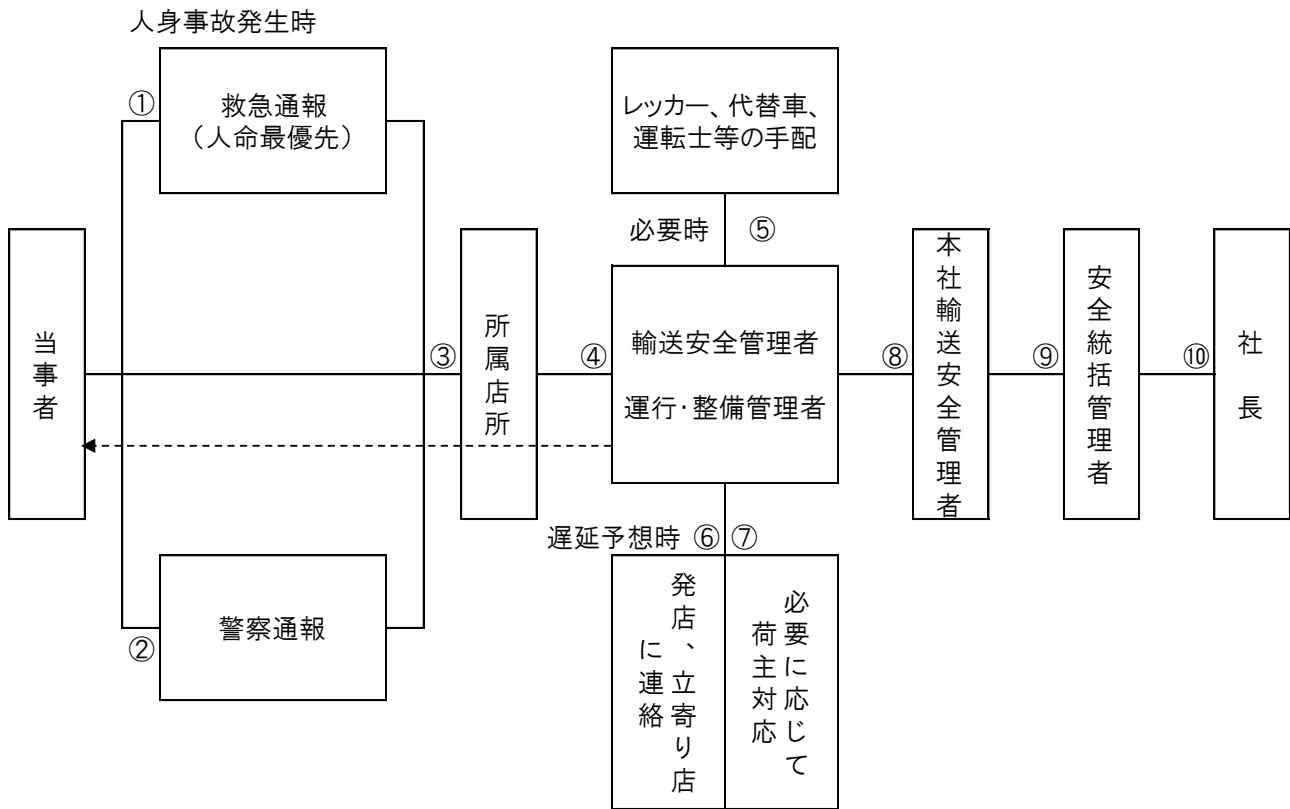


事故・災害時連絡報告手順



【当事者は】

- ① 人命救助(救急通報)を最優先する。
- ② 警察に通報する。
- ③.④ 所属店所又は輸送安全管理者及び運行・整備管理者に報告し、指示を受ける。

【輸送安全管理者及び運行・整備管理者は】

- ⑤.⑥.⑦ 必要な手配を行い、当事者に指示をする。

【輸送安全管理者は】

- ⑧ 本社輸送安全管理者に報告する。

【本社輸送安全管理者は】

- ⑨ 安全統括管理者に報告する。

【安全統括管理者は】

- ⑩ 社長に報告する。